

2月の大雪により被害に遭われた方に対して、心よりお見舞い申し上げます。この大雪により、町の4割を占める森林の倒木や枝折れの被害が発生しました。中には道路をふさいでしまうなど、生活に支障のある被害も見られ、緊急性のあるものについては住民の方にも倒木の処理等のご協力をいただきました。皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

今後、台風等の大雨や強風により、倒木等の発生が十分に考えられます。道路や歩道へ伸びた樹木は歩行者や自動車等の通行に支障を来すだけでなく、見通しが悪くなることで事故につながる危険があります。万一、倒木等が原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることもあります。歩行者・自動車等の通行や大雨・強風時の安全確保のため、定期的な剪定や見回りなど、継続的な維持管理にご協



**山林の適切な管理に
ご協力をお願いします**

力をお願いします。
なお、町では森林整備補助事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

**作業するときには次の点に
ご注意ください**

- ・電線や電話線がある箇所の作業は危険を伴う可能性があるため、事前に電力会社や電話会社へ連絡をしてください。
- ・通行車両や歩行者の安全確保に努めてください。
- ・樹木からの転落等に気を付けてください。
- ・樹木を伐採する際は「森林法」に基づき、伐採届が必要な場合があります。

問い合わせ／農林課 (☎581・2121 内線402) へ。

**公表
します!**

町の財政事情

平成25年度下半期
平成26年10月・平成26年3月

問い合わせ／財務課 (☎581・2121 内線321) へ。

町では、6月1日に平成25年度下半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政事情を町民の皆さんに広く知っていただくために、毎年6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。

ここに公表した数値は、すべて3月末日現在のものです。最終的な数値は決算でお知らせします。

一般会計予算の収支状況

一般 会計は、下半期に3億9,604万6千円の追加補正をした結果、前年度からの繰越額1億8,216万円を加えた最終予算額は112億2,652万5千円となりました。

一般会計の収支状況は次のとおりです。

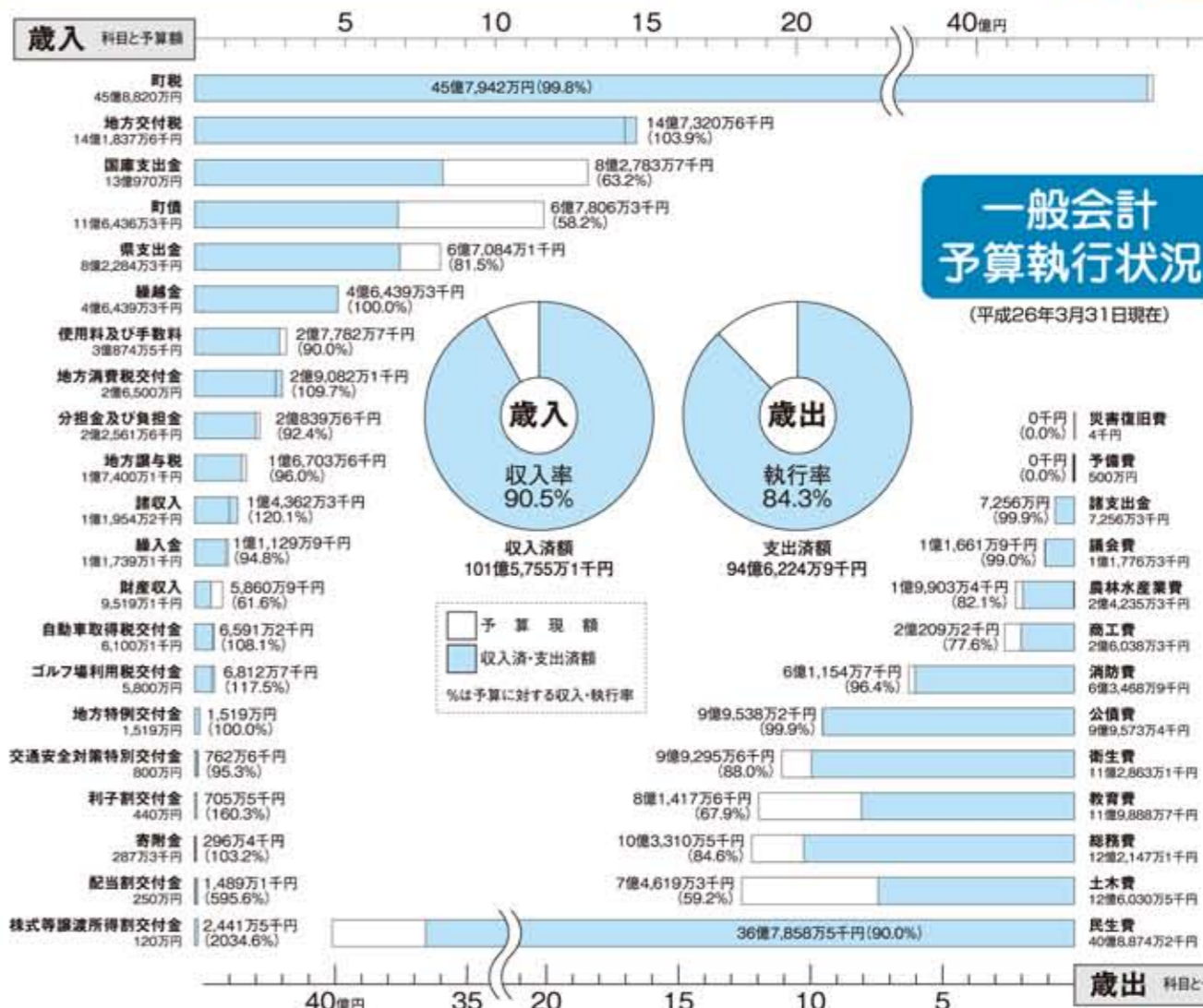
歳入 101億5,755万1千円 [収入率90.5%]
歳出 94億6,224万9千円 [執行率84.3%]

特別会計の収支状況

特別 会計は、歳入の予算現額64億9,642万9千円に対して収入率92%、また歳出は予算現額68億4,761万9千円に対して93%の執行率となっています。

区分	予算現額	収入済額	収入率 (%)	
国民健康保険	46億9,735万6千円	42億1,068万9千円	89.6%	
後期高齢者医療	3億1,375万1千円	3億899万3千円	98.5%	
下水道事業	4億7,770万4千円	4億3,086万4千円	90.2%	
農業集落排水事業	8,807万5千円	8,679万7千円	98.5%	
水道	収益的収入	8億8,542万4千円	8億9,164万9千円	100.7%
	資本的収入	3,411万9千円	4,447万6千円	130.3%
合計	64億9,642万9千円	59億7,346万8千円	92.0%	

区分	予算現額	支出済額	執行率 (%)	
国民健康保険	46億9,735万6千円	44億5,771万7千円	94.9%	
後期高齢者医療	3億1,375万1千円	2億9,592万7千円	94.3%	
下水道事業	4億7,770万4千円	3億9,388万7千円	82.5%	
農業集落排水事業	8,807万5千円	7,294万1千円	82.8%	
水道	収益的支出	8億6,395万1千円	8億4,024万1千円	97.3%
	資本的支出	4億678万2千円	3億819万9千円	75.8%
合計	68億4,761万9千円	63億6,891万2千円	93.0%	



実施しています!

森林整備補助事業

町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林の造林と林業の振興を図るため「森林整備補助事業」を実施しています。適切な森林管理は、地球温暖化防止や水源涵養などにも大きな効果が期待されます。ぜひご活用ください。

申請期限/12月末まで

対象/次の要件をすべて満たす方

- ① 寄居町に森林を所有する方、または寄居町の森林で造林をしている方
- ② 補助金を申請する時点で町税を滞納していない方 (町税の滞納のない旨の証明書が必要です)

補助対象事業/森林の下刈りや枝打ち、除間伐です。規模は5アール(畝)以上で、林齢や間伐率等の基準については表のとおりです。

事業名	経費	※町基準額(参考) 10アール(畝)当たり	補助率	事業規模	対象林齢	間伐率
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	14,800円	毎年度町が定める基準額の10分の9以内	5アール(畝)以上	5年生以下	本数間伐率は約20%以上
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	23,600円			11年生以上	
除間伐	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出に要する経費	20,200円			30年生以下	

※町基準額は平成25年度の数値を参考としています。平成26年度の基準額については、決まり次第本誌でお知らせします。

補助対象経費/第三者に森林の下刈りや枝打ち、除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の人工費となります。ただし、実際の経費と町で定める基準額を比べて低い方を補助対象経費とします。補助金交付額は予算の範囲内で補助対象経費の10分の9以内となります。

手続き/農林課に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入し、添付書類(位置図、作業前写真等)と併せて提出してください。なお、所有する森林の林齢がわからず、補助の対象となるか不明な場合は、農林課へお問い合わせください。

問い合わせ/農林課 (☎581・2121内線402) へ。